

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人森と風の郷法人業務に伴う理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員「役員等」という)に対する報酬及び費用弁償について定める。

(役員等の報酬及び費用弁償)

第2条 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員等には費用を弁償することができる。

(業務の種類)

第3条 費用弁償及び報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (5) 借入金の申請及び返済に伴う業務
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償と報酬)

第4条 前条の(1)から(3)の業務の場合は、費用弁償と報酬として次の表に定める額を支給できるものとする。また(4)から(6)の業務の場合は報酬として次の表で定める。

区 分	費用弁償	報酬
	1日あたりの額	1日あたりの額
住所地在南市内にある者	1,000円	5,000円
その他の者	2,000円	5,000円

(出張旅費)

第5条 前条の(4)、(5)及び(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人森と風の郷旅費規程」を準用し、旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。ただし、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として「社会福祉法人森と風の郷 旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

2 旅費等は原則として、出張後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、第3条の(1)から(3)の業務の場合は、この規程は適用しない。この場合、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。